平成２５年（フ）第４３３１号
大阪府八尾市末広町１丁目７番９号
債務者　中村　　源
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３６号
大阪府堺市東区北野田484番地１　レオパレス北野田103号、申立時の住所大阪府枚方市北片鉾町１番４―202号
債務者　辻　　義文
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０９号
大阪市阿倍野区阿倍野元町14番５号　ジオナアベノ704号、前住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目19番22号
債務者　高岡　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１７号
大阪市都島区善源寺町２丁目８番21号　エール新谷403号
債務者　寺本　聡美（旧姓丸井）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３６号
大阪市西淀川区福町１丁目12番19号
債務者　谷迫　孝子（旧姓向圍）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４０号
大阪市淀川区木川東１丁目11番６―503号
債務者　金井弘子こと　金　　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６５号
横浜市港北区新吉田町4283番地
債務者　本多　一雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８４号
横浜市戸塚区柏尾町1411番地111　柏尾ガーデンハウス102号
債務者　永田佐代子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９２号
東京都国分寺市本町２丁目10番１号　アイプラザ405（住民票上の住所）
債務者　土井山啓子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
熊本県人吉市中神町字段146番地10
債務者　馬場三代子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第４６１１号
大阪府箕面市箕面４丁目９番６―118号
債務者　長谷川真弥
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６１４号
大阪府茨木市水尾２丁目３番16号　サウスハイツ２―北
債務者　武内　龍馬
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３７号
大阪市西区本田２丁目８番14―704号
債務者　和田　章久
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６７号
大阪市城東区諏訪４丁目17番24―803号
債務者　中原　史和
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８号
栃木県下野市駅東５丁目８番17号　アビーロードＡ102、前住所栃木県小山市大字中久喜1679番地７
債務者　五月女有加里
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６５号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝810―９　アメニティハイツⅡ416号室、住民票上の住所栃木県日光市森友1593番地
債務者　荒井　利直
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係